

食品表示が変わりました！

～ 正しく知って、正しく表示 ～

京都府内で
食品を製造・販売
している方へ

食品表示法が施行され4年が経過するとともに、平成29年9月1日から加工食品の原料原産地表示も義務化されました。

食品表示法については経過措置期間も残りわずかですので、府内の食品関連事業者の皆様が同法に基づく表示を適正にしていただけるよう、食品表示講習会を開催しますので、ぜひ御参加ください。

日時 令和 2年 **2**月 **12**日 (水)
13:30 ~ 16:00

場所 京都府中丹東保健所 講堂
京都府舞鶴市字倉谷1350-23

※ プログラム等については、一部変更して実施する場合があります。

※お越しの際は公共交通機関をご利用ください。



参加費無料
定員50名
先着順

内容

①食品表示法について

食品表示法の目的・概要

食品表示制度一元化の背景や食品表示基準の構成について解説します。

食品表示について

生鮮食品、加工食品、原材料、添加物、アレルギー表示など、事例を交えて分かりやすく解説します。

従来からの変更点

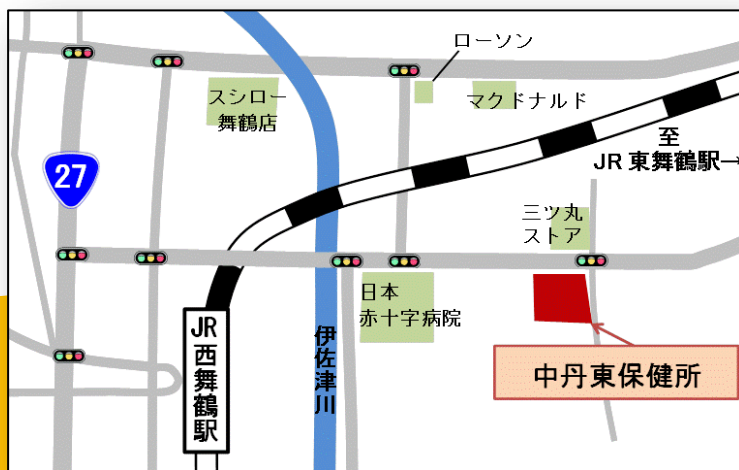
アレルギーの表示方法の変更や栄養成分表示の義務化など、これまでの表示方法から何が変わったのか、これからどのような表示が必要なのかを解説します。

②質疑・意見交換

事前にお寄せいただいた質問等にお答えします。

講師

京都府職員



FAX: 0773 - 62 - 2859

京都府中丹広域振興局農林商工部企画調整室 行

申込期限：2月5日（水）まで

事業者向け食品表示講習会 参加申込書

■ 団体・会社名

■ 参加者

(役職名)

(ふりがな)

(お名前)

■ 所在地 (〒 -)

■ TEL

■ FAX

■ E-mail

■ 質問 (質問の提出期限は令和2年2月5日(水)とします。)

※ 当日ご質問いただいてもその場で回答できない場合がございますので、お聞きになりたいことがございましたら必ずご記入ください。
※ 個別の内容に関する質問については、本講習会では回答できません(当社製品の食品表示に問題ないか確認してほしい等)。

申込み方法

➢ 上記参加申込書にご記入の上、申込期限までにFAX、E-mail、郵送等でお申し込みください。

注意事項

➢ 定員に達し、ご参加いただけない場合のみご連絡いたします。連絡の無い場合は参加いただけませんので、当日会場までお越しください。

申込み及びお問い合わせ先

京都府中丹広域振興局農林商工部企画調整室

〒625-0036

京都府舞鶴市字浜2020番地

E-mail : chushin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

TEL : 0773-62-2508

FAX : 0773-62-2859